

参考様式4

附馬牛地区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
遠野市	平成25年2月26日	令和3年2月8日
対象地区名(地区内の集落名)		
附馬牛地区(荒屋、荒屋を除く一円)		

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	720.87 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	623.10 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	119.53 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	61.77 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	28.40 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	45.31 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定で、数年後農業を辞める意向の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手、担い手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

荒屋集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者が担い、認定新規就農者の受け入れを促進していく。

荒屋を除く一円集落は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者が担い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	荒屋集落は基盤整備事業により整備された農地の集積集約を促進するため、農地を機構に貸し付けていく。荒屋集落以外の一円の集落も、経営農地の集約化を目指し、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し農地の一時保全管理や新たな受け手に付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(2) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐ。
(3) 新規・特産化作物の導入	米、大豆、牧草等の土地利用型作物以外に、収益性の高いピーマン、アスパラガスなどの園芸作物の生産、佃わさびなどの工芸作物の生産、清流を活かした淡水魚の生産に取り組む。
(4) 鳥獣害防止対策の取組	侵入防止柵の設置をするなど集落全体で野生鳥獣対策に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	24 人	1 法人
② 認定新規就農者	1 人	0 法人
③ 集落営農組織	4 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	2 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	313.75 ha	720.87 ha	44 %
今後	359.06 ha	720.87 ha	50 %